

令和元年9月27日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

令和元年第3回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1番	杉原 崇 君	2番	櫻井 靖 君
3番	緑山 市朗 君	4番	赤間 幸夫 君
5番	高橋 利典 君	6番	片山 正弘 君
7番	澁谷 秀夫 君	8番	今野 章 君
9番	太齋 雅一 君	10番	後藤 良郎 君
11番	菅野 良雄 君	12番	高橋 幸彦 君
13番	色川 晴夫 君	14番	阿部 幸夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	千葉 繁雄 君
財務課 長	佐藤 進 君
企画調整課 長	佐々木 敏正 君
町民福祉課 長	太田 雄 君
健康長寿課 長	齊藤 恵美子 君
産業観光課 長	安土 哲 君
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	鷹平 義弘 君
水道事業所 長	岩渕 茂樹 君
危機管理監	蜂谷 文也 君
子育て支援対策監	本間 澄江 君
総務課総務管理班 長	櫻井 和也 君
教 育 長	内海 俊行 君
教 育 次 長	児玉 藤子 君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年9月27日(金曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 〳 第 3 議案第50号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 〳 第 4 議案第51号 松島町町税条例の一部改正について
- 〳 第 5 議案第52号 松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 〳 第 6 議案第53号 松島町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〳 第 7 議案第54号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〳 第 8 議案第55号 松島町保育所条例の一部改正について
- 〳 第 9 議案第56号 地区計画内の建築物制限条例の一部改正について
- 〳 第10 議案第57号 松島町水道事業給水条例の一部改正について
- 〳 第11 議案第58号 工事請負契約の締結について
【町道垣ノ内幹線避難道路整備工事】
- 〳 第12 議案第59号 物品売買契約の締結について
【消防用ホース購入】
- 〳 第13 議案第60号 工事委託に関する変更協定の締結について
【長田雨水ポンプ場他1施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定】
- 〳 第14 議案第61号 工事請負契約の変更について

【古浦漁港防潮堤整備工事】

- 〓 第15 議案第62号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第2号）について
 - 〓 第16 議案第63号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 〓 第17 議案第64号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 〓 第18 議案第65号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 〓 第19 議案第66号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について
 - 〓 第20 議案第67号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について
 - 〓 第21 議案第68号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

■ さんです。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、12番高橋幸彦議員、13番色川晴夫議員を指名します。

日程第2 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る
ための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、議案第49号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化
等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間
幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） おはようございます。

私のほうから1点ほど、確認的な質問になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、現実のこととしてですが、職員あるいは任用・臨時等に係る保育士あるいは企業職員
と言われている水道事業職員とか、あるいは消防団員等に係ってのことでありましょうけど
も、成年被後見人及び被保佐人あるいは被補助人ということで、まずもって何をもって誰が
判断し、排除するに至るのかというところの町側の認識としてどのようにお持ちかをお伺い
しておきたいと思う。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 排除するののかということで、これは地方公務員法の欠格条項として
成年被後見人または被保佐人というふうになっていきますので、家庭裁判所のほうからその決
定を受けた方についてはそもそも受験ができないという状況に現状ではあるということす

ので、ただ、そもそも試験を受けて面接をして人物をきちんと評価した上で選考しますので、今回の改正法の考えとしては、現行の成年被後見人または被保佐人を欠格条項から削除することによっても十分判断が可能というふうなことでの改正ですので、今は町としては法律上規定されているからやむを得ないということでの認識をしております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） そういった資質といたしましうか、資格といたしましうか、そういったものが、一番懸念されるというか心配されるのは、まず大前提的にうわさ的な話でどうこうなるとか、あるいは病院に通院しているんだとか、あるいはそういったことをトータルして町側として医師の診断書なりですか、あるいは第三者機関的に、今はそういったことは余りないんでしょうけれども、でも、調査員を発動して調査員でもっての報告等を参考にしながらとか、そういったことでやられるケースはないんでしょうねというところをちょっと確認したかったんです。どうですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今のところ、受験していただいている方でそこまでの方はいなかったということです。（「はい」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 非常に初歩的な質問なので恥ずかしいんですけども、この被後見人そして保佐人となるために認定されるまでの経緯というのはどういうふうになっているんでしょうね。教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、当初の提案だけで、私が説明していませんでしたので、そもそも成年後見制度そのものが、後見人と、それから保佐人と、そして補助ということで3つの区分があります。この方たちについては、例えば認知症であるとか知的障害であるとか精神障害などでの精神上的の障害などで判断能力が欠けている方、あとは著しく不十分な方ということで区別されているということです。例えば家族の方が当然本人がそういう状態になれば、例えば発言がおかしい、行動がおかしい、例えば要介護でひどい状態になれば当然そこは一緒に住んでいる方は認識すると思いますし、知的障害につきましても家族がもともとわかっているわけですので、それが最終的に例えば相続ですとかそういったものときに、本人は判断ができないわけですから、それにかわって後見人となった方などがその手続をするということで、最終的には町に相談に来られる場合もありますし、またはそういった専門

機関に行く方もいますし、最終的には家庭裁判所のほうに申し立てをして決定をした段階で正式に、被後見人とか被保佐人、被補助人ということで確定するということになるという流れになっております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 大体わかるんですが、その家族とか、それから医療機関とか、精神科医院の診断も要るのかなという思いもしたのでね、当然裁判所も絡んでくるんだと思いますけれども、家族から相談があってまず病院に行くのかどうかもよくわかりませんが、そういう経緯をどういう形で踏んでそういう認定をされるのかなということがよくわからなかったので伺った次第ですが、その辺もうちょっとわかりやすく。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 例えば、診断書が必要と判断されれば提出する必要があるというふうに聞いています。ただ、一番は多分窓口に来られるケースが多いんだろうと思います。ただ、そこから先については、例えば司法書士に頼んだりとか弁護士の方に頼んだりとかをしながら、家庭裁判所のほうに申し立てをすると。大体決定するまで4カ月ぐらい期間としては必要だというふうに聞いていますので、通常の何か簡単な申請とはちょっと違うのかなというふうには思っています。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） はっきりしたものはないんですか。やっぱり家族が見ておかしいなと思ったら、その次にどこに行けばいいんだと。松島の……、済みません。もう課長が一生懸命手挙げているので、とりあえずそっちのほうの回答聞いたほうが早いかもしれない。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 後見人ですとか保佐人になっていただきたいというような状況になった場合、まず最初にどこに相談したらいいかということがあるかと思いますが、まずは自治体の地域包括支援センターや、それから町の窓口ということでご相談いただきます。

その結果、どういった事情でそういった手続が必要かということの具体的なご相談を受けましたら、まずは、申し立てを誰ができるのかということで、具体的にご本人やご家族が可能な場合はそういった手続のご案内とか、あとは申請用紙などの取り寄せのお手伝いをいたします。もし、そういったご家族や本人が申し立てができないというような事情がありましたら、町長の申し立てということができますので、そこから町が具体的に申し立ての準備をさせていただくこととなります。

町長申し立てになる場合の流れになりますが、実際にご本人のご家族、親族の状況を把握いたします。4親等まで戸籍などを調査させていただいて、実際にその方々の状況で後見人や保佐人になる可能性があるかどうかというようなことを調べてから、確かに町長がならなくてはいけないという状況を踏まえて申し立てになります。

申し立ての際には、必要な書類のほかに医師の診断書などが必要となります。それを持って家庭裁判所のほうに出向き、家庭裁判所の担当の方から聞き取りなどをいただいた上で、家庭裁判所のほうで判断するというふうな流れになっております。決定までに先ほど三、四カ月ほどかかるというふうな話もありましたが、どなたが後見人になるのか保佐人になるのかということも家庭裁判所のほうで判断いたしますので、家族がいいのか、それとも弁護士や司法書士がいいのかといった決定も家庭裁判所が下し、そしてその通知が来るといった流れになっております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。自分もね、年なんで、ちゃんと家族にこういうことを伝えておかないとうまくねえなと思って聞いたんですけど。まず初めに包括センターさ行くということがね、初歩的なものだというので理解しましたので、ありがとうございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。3番緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 1点だけ教えてほしいんですが、説明資料のところに、「成年被後見人または被保佐人に該当して失職した職員」というふうな表現になっているんですが、これは過去形になっているんですけども、本町で該当する方というのはおられたんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） おりません。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 町の職員以外でもいなかったんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 町の職員以外まではちょっと把握できませんので、わかりません。

（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第49号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第50号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第50号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 私は、提案理由書を見ていただくと、性同一性障害者あるいは性的少数者への配慮からということで理由に載っていますね。それで、たまたま印鑑証明にこういった様式上男女の別とかそういったものの記載があるからこそその改正なのかなと思いながら、他に町が扱う事務処理上の書面等に男女の別がある分については、この際一度にできるものではないのかなと思ったりもするものですが、これ以外にないということなんですかね。その辺をちょっと確認の意味で聞きます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、うちの総務課のほうで確認した段階では、この印鑑に関するもの以外では17ほどの規則とかそういったものがあつたんですが、公職選挙の執行規定については10月のほうでそここのところの見直しをするということになっておりますし、そのほかの手続については法令との関連性がありますので、それを全て照合した上で最終的には判断していきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） いずれそうしたことであれば、今回の定例会じゃなくても出てくる可能性はあるという理解でいいのかなというところで、1回確認します。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 条例についてはございませんでしたので、規則とかになりますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第50号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第51号 松島町町税条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第51号松島町町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 1つだけなんですけど、参考資料の最後の5ページ目ですか、種別割の重課税ということで、附則第16条関係のことが書いてあるわけなんですけど、初回登録から13年経過した軽自動車について、種別割の重課の規定を整備するんだということになっているんですけど、13年も車に乗るといのは丁寧に車を扱って乗っているということのようにも私には思えるんですけど、それに対してね、重課ということで、罰則ではないんですけどもね、そういう懲罰的な課税をするという意味というのはどこにあるのかなとそんなふうに思いましたので、その辺の意味あるいは根拠等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 重課につきましては、現在の軽自動車税につきましても条例改正、今もあるんですけども、ある程度の燃費とか排ガス規制とかそういうこともありまし

て、国のほうでも課税するという方向に基づいて軽自動車についても重課ということで、排気ガス規制、燃費のいいものという表現はちょっとおかしいんですけども、そういうのを含めて重課ということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今回のね、軽自動車税の税制改正そのものは、グリーン特化の関係も含めてCO₂排出抑制と関係してね、当然こういった税制改正も行われたんだろうというふうには思います。そういう点で、今、答弁にもありましたように、古くなるとどうしても燃費が悪くなっていくというようなこともあってこういうことなのかなとは思いますが、一方で、非常に資源を大事に使っているという側面も私はあるんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点で、これが果たして本当にいいのかなという思いもするんですが、そこでお聞きしたいのがね、CO₂排出抑制を考えてのこういった税制改正だとすれば、新しい環境大臣も生まれたんですが、どれだけ本町においてCO₂排出について今考えておられるのかね、その辺についてもお聞きをしたいということでもあります。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） CO₂の削減の話、これは今野議員さんから今までいろんな形でご質問をいただいています。そういう中で、町として、特別ね、正直言ってこれだという形ではなく、日常的なもので、あとごみとかなんかで対応させていただいているということでもあります。

今のご質問の中で、じゃあ、町でどうかということでもあります。今、言いましたように、特段これについてまずいくということはちょっと今段階ではありませんが、今までやってきたところを少しでも、ごみ減量しかり、それを少し削減するなり、CO₂に向かって取り組んでいく。こういう法律のこともありますけれども、さまざまな面でやっぱりそれは取り組んでいきたいと。あえてこれだということはちょっと今の段階では、取り組み姿勢としてはまだ、形としてしか出ていないというところでもあります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 町税の改正からどうしてCO₂までいくんだという、こういう話になってしまいそうですけれどもね。でも、やっぱり税の改正の目的がそういう方向性だとすれば、やはり町としてもCO₂の排出抑制について真剣に考えていく必要があるのかなと。本町でも、今幡谷で大変大きなソーラーパネルの建設工事もやられておりますけれども、そ

ういったことも含めて、やはりその排出抑制のために町ができることは何なのかということを考えていくというのは、これから本当に大事な課題になってくるんだろうと思います。

そういう点で、今後のCO₂に対する、ごみはね、私もずっと言ってきたんですが、それ以外も含めてCO₂排出抑制についての町の考えというものをきちんとまとめていく必要があるのではないかとこう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、ちょっと国際会議の名前まで思い出せませんでしたけれども、小泉環境大臣さんが、もう向こうの会議は終わったんだと思いますけれども、あの会議に行っていて、全世界にあの子供が訴えたことが物すごく大きな反響が出てきているということで話題になっていますけれども、ああいう一子供の方が、子供なのか、子供というか女の子が一生懸命発言したことによって、全世界は多分少しはあの話題について考え直すんだろうというふうに思うんですね。小泉環境大臣もあれを生で聞いてきて、そして戻られて、今度は自分で自分の政策としてどういうことをやったらいいのかということで訴えてくるんだろうというふうに思います。

我々自治体としても、末端の組織として何からまず始めていったらいいのかということで、昔はいろいろペットボトルから始まったこともあるんでしょうけれども、そういったものを今後注視しながら、今の今野議員の話については、町としてCO₂はどうなんだということをちょっと今後考えていきたいと思いますので、ご助言等あればよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） これはもう本当にCO₂排出抑制の問題というのは深刻な問題ですよ。ですから、やはり16歳のあの少女が国連で訴えたということについても非常に大きな共感を呼んだというふうになっているんだと思うんです。

そういう意味では、日本のCO₂排出抑制の姿勢がどうなのかということはひとつ問われているところだとは思いますが、やはり自治体としてできることというのはまだまだやっばりあるんだろうと思います。地域によっては、それぞれ独自に自然エネルギーを活用した発電をすとかそういう取り組みもしているところもありますのでね、ぜひそういう意味では今後のCO₂排出抑制に向けての町の計画を作成するぐらいのことはぜひ考えてほしいなというふうに思います。これは要望ということで終わりにしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 軽自動車税なんですけれども、説明資料2ページのほうで……2ページ、15条2の2第2項、「自動車メーカーがその性能を偽って申請し」云々かんぬんとあります。そして、「自動車メーカーから賦課徴収するものである」というふうに記載されておりますが、この中で、こういうものが陸運局から仮に、取り消された旨、こういうものがありますよということは、本町の役場のほうには通知なんかは来るわけでありませうかね。こういうことは通知とかなんかというのは当然来て、どのぐらいの賦課徴収とかそういうふうになるのか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） ご質問につきましては、条例に関する説明資料の2ページの附則第15条の2の2ということで、虚偽申告に関してどのようにということになるかということによろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）

こちらにつきましては、まず初めに、この虚偽申告なんですけれども、これは全国的にも話題になりましたけれども、平成28年度に自動車メーカーの性能の虚偽ということが始まりまして、その虚偽申告に対して今罰則規定として平成29年度の国の税制改正で規定され、町においても平成29年4月1日付の施行で条例改正をいたしたところでございます。

そのときに、現在の軽自動車税のこの賦課の徴収の特例ということでその附則税額に、その軽自動車メーカーから賦課徴収するというので、その場合10%を乗じて計算した加算した金額を徴収するというので、平成29年の4月1日施行で条例を改正したところでございます。

その後ということで、29年度からこれまでですけれども、条例施行後からこれまでについてはこの虚偽申告というのは町のほうには1件もございません。

しかし、先ほど申し上げたように、28年度に大きな問題になっているということで、国とその自動車メーカー等の協議とか国からの指導等で、全国的に28年度分の差額分は自動車メーカーがお支払いというか納入しているようでございます。それで、町におきましては、28年度で27台分、金額にして7万5,600円がその自動車メーカーから差額分が町に納入されております。

ただ同じ話になりますが、条例施行が29年4月1日なもので、そのときは10%加算ということがありませんので、あくまでもその税額の差額分のみということで7万5,600円、28台分ということで28年度に納入された経過はございます。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第51号松島町町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号 松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第52号松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第52号松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第53号 松島町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第53号松島町野外活動施設の設置及び管理に関する条例

の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。野外活動センターについて何点か質問します。

先日、長松園まつりに行った際に、キャンプされている方がたくさんいて「すごいな」と思って、ロコミとかネットで見たときに「のんびりできてよい環境である」というお声がありましてうれしく思ったんですけども、同時に遊具が壊れていて使えないということも書かれておりました。現在、ほとんどの遊具が危険なため撤去だったり使用禁止の処置をとっているという話をお聞きしたんですけども、今後、修繕とか撤去・整備等々の考えというのはどういうふうなものがあるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 遊具につきましては、教育委員会のほうでもちょっと検討する必要があるということで、現状を確認して今後対応について前向きに考えたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） せっかく来た方にそういった施設は必要だと思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、同時に、同じロコミサイトを見たときに、近くにお風呂がありますよということで書かれていたんですが、そこでふと思ったのが、ふれあいの湯の定期的なメンテナンスとか適切な施設管理のために日曜日は休みにしたということは以前ありましたけれども、その影響があるのかなと思って聞いたら、やはり利用者の問い合わせについては、近隣に温泉施設とありますのでそちらを紹介はするんですけども、なかなか利用者に対して不便になってしまうので、日曜日のテントの宿泊がほぼなくなったという話をお聞きしました。

ただ、このふれあいの湯に関しては、なかなか長期的な使用があるので適切な施設管理等々しなければいけないので、これに関しては仕方ないかなとは思うんですけども、これに関して日曜日の宿泊の利用者が減ったということに関して、町としてはどういう考えなのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 野外活動センターの今指定管理をしている方に、詳しくちょっと利用状況を教育委員会でも確認しております。一番やっぱり多いのが、ここ6、7、8、3カ月で見ますと、日曜日です。全体の41.5%。土曜日が29.3%。ただ月曜日が通常お仕事に戻

るので、1番の宿泊的には土曜日の夜が多いということで、土曜日の夜はふれあいの湯は使えますので、あと、町内に何カ所か日帰りの温泉の施設もありますので、そちらを使っただけということで、特にこの間も、長松園まつりですか、日曜日でしたけれども、キャンプの数が減ったというふうに担当者からはうちのほうでは聞いておりません。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 日曜日に泊まれる方という話をちょっと聞いたものですから、そういう質問をしたんですけれども、そういう数字が減っていないのであれば、私もちょっと聞き間違ったのかなという思いであります。済みません。

もう一つなんですけれども、利用料が500円ということなんですけれども、ロッジに宿泊される場合というのは警備員を置かなければならないということで、警備費が年々高騰しており、なかなかもう全然採算が合わないというお話も伺っております。消費税も上がるわけなんですけれども、この利用料に関して今後どういった考えがあるのか、それだけ教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 野外活動センターだけでなく、松島町の全ての施設の利用料、教育委員会が所管しているものもございまして、町長部局で所管しているものもあります。こういったものについては、今消費税が10月から上がるということで内部で全て見直しをかけておりますので、その結果を議員さん方に今後報告して、利用料をどちらかというと値上げの方向に行くかもしれませんし、そういったことでまたご相談申し上げますので、今、野外活動センターだけどうなんですかと言われると、ちょっと答弁が「野外活動センター考えていきます」だけで終わりますので、全ての利用料金について今検討しているというところであります。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） わかりました。今回の月曜日休館に関しては、職員の働き方改革等々もあると思うので、今後の施設等々、利用者の動向を指定管理者の方と連携を密にしていって今後やっていただければと思いますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ちょっと耳にしたことで確認しておきますが、今回上がった条例の一部改正なんですけど、野外活動センター、町民の森全体を指すんですかね。あの施設部分だけを指すんですかね。そこだけはちょっと確認させてください。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 野外活動施設の条例の中にセンターロッジ、あとキャンプ場等ですね、そちらについてになります。

ただし、月曜日休館ということにはいたしました。申し込みがあれば実際には、例えば繁忙期ですね、開館して、冬場、やはり利用の少ない時期に年間にお休みの代替ということも可能になっておりますので。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 指定管理者が教育委員会のほうの許可を得てということで、今答弁にありましたように、夏場中心ですけれども、そういったところで大型連休等あるいは連単した、飛び石的にあっても、そういったものが月曜日等に挟まった場合に、対応的に若干融通性をきかした開放をするというふうな理解でよろしいですか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） そのとおりでございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第53号松島町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第54号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野

章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

今回の条例改正は保育所の無償化ということで、その主食と副食費の費用を利用者負担にして、町が受領できるようにするというのと、低所得世帯の副食費の免除ができるようにするというのの大きくって2つの内容だとは思いますが、いただきました資料の1ですか、中にも書いてありますが、資料の1の幼児教育・保育の無償化の概要ということで、その趣旨で、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性ということからいろいろと推進をしてきたというようなことが書いてあります。

この趣旨そのものについては私もそのとおりでとは思いますが、それらを実現していくという意味で、ここ数年前から貧困あるいは格差というものが非常に広がり続けているというようなことが言われておまして、こういった貧困・格差の是正ということが非常に重要な時ではないかと思っているわけです。

そこで、町長にお伺いしたいのは、幼い子供たちの間で今広がっているこの貧困あるいは格差の問題というものの解消について、どんなふう考えているのかなど。今回の条例改正はそういう貧困あるいは格差の解消につながるのかどうか、どういう役割を果たすことになるのか、その辺についてどう考えているのかをお聞きをしておきたいというふうに思った次第ですので、よろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本町の子育て世帯の中にもお子様をたくさん抱えているお母様方も実際いらっしゃるようでございまして、そういった方々とも実際お会いしてお話はしておりますけれども、全体的に今かかっている費用よりも安くなるという前提のもとでお話し合いをしていますので、今すぐこれで私たちが困るとかそういった話は直接的には聞けませんでしたけれども。

ただ、格差という問題については、ちょっとこれは、どこでその格差があるのかというのはなかなか難しい判断だと思うんですね。貧困についても、例えば所得が幾ら幾ら以下だから貧困なのかということ、その中であっても例えば家庭の中が物すごくにぎやかで楽しく暮らしている家庭と、それ以上なんだけれども何かぎしぎししている家庭と、一体何が貧困で何が格差なのかというところのちょっとその接点がなかなか難しいところもありますけれども、それはそれとして、町として子育て世代に対して今後どういったサポートをしていけばいい

のかと思うと、今回の消費税に伴っての幼児教育・保育の無償化についていろいろ議論はさせていただいたというところであります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今のお話ですと、幸せと感じていれば幸せなんだと、それは貧困でも何でもないというふうな話にも聞こえるわけですね。しかし、現実の問題としては、やはり所得が低ければ低いほどそういう幸福感というのは少なくなっていくのかなと私は思います。そういう点で、やはり所得の格差を含めていろんな格差が今広がっているわけで、その格差や貧困をやはり解消していくということが非常に求められているというふうに思うんです。

だけれども、今回の、じゃあ、条例改正はどうなんだろうかということで見たときに、これまで主食については保育所では町が費用負担をして見てきましたよと。幼稚園はちょっと違いますけど、保育所ではそういうふうになっているわけですよ。今回は保育料の部分は国のほうで無償化をするけれども、それに伴って主食と副食費は個人負担にしますよという形で、全体合わせて5,500円の負担をしなければならないと。

問題なのは、私、このいただいた資料を見て、次の議案のやつの資料1の裏側ですか、資料1の裏側ですね。これを見ると、結局、生活保護世帯も、それから非課税世帯も主食費まで全部収めなければならないと。副食費はね、免除規定に基づいて免除されるけれども、主食費は収めなければならないと、1,000円の負担ではありますけれども収めなければならない。こういうふうになっているわけですよ。

この辺はどうなんだろうと思うんです。一番思うのは、生活保護世帯ですね。現実の問題として、松島町内でこういうお子さんを持った方が生活保護で保育所に預けている世帯が何件あるのか、私はわかりませんが、その辺、まず最初に何件あるのか。

それから、生活保護費、非常に削減が続いているわけね、毎年度ね。そうすると、この1,000円でもこうやって負担を改めて求められると、生活保護のところは明らかに負担増ですよ、そういう意味で言うと。ですから、そのところについてもっと手当てをすべきだったんじゃないかと。

こういうふうに思うんですが、その辺の実態についてもしわかればお知らせをいただいて、今後のこの負担増に対する町の考え方、変更するのかこのままいくのか、その辺についてお聞きをしておきたいというふうに今思うわけです。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 生活保護世帯の方で保育所に入所されている方は現在のところ

おりません。

それで、主食費についてはかなり検討に検討を重ねたところなんですけれども、確かに生活保護世帯やひとり親世帯については、主食費分の負担増となります。現在、幼稚園給食費についてこれまでも免除がなく、また無償化後も主食費の免除がないということで、主食費の負担を求めることは幼稚園と保育所のバランスを鑑みまして、大変苦渋の選択ではあったんですけども、免除規定は設けないという判断にさせていただきました。

また、負担軽減のため国が目安とする、主食費については3,000円を目安としているようなんですけども、これを負担軽減のための1,000円にしたというところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 苦渋の判断だったというお話ですけども、やっぱり全体として制度が優しい方向じゃなくて厳しい方向に向かっていくのはよくないことだと思うんですね。最初にお聞きしたように、今の社会というのは非常に格差社会だし貧困が広がっているというふうに今言われているわけですから、そこに対する手当てというのは非常に大事なんだと思うんですよ。

だから、いい方向に物事を合わせてやるといいますかね、幼稚園で授業料から食費から今まで取っていたからそっちのほうに合わせるんだではなくて、保育所は公費で見てきたんだから公費で幼稚園のほうも負担しましょうという考え方にどうしてならないのか。明らかにこれは生活保護世帯は負担増ですよ。生活保護費も相当減らされてるでしょう。実際に預けている人はいないけれども、これからそういう人が出てくる可能性もあるわけで、生活保護費はどのぐらい今削られていますかね。例えばそういう子育て世帯で生活保護をもらうとなったときに10年前と今じゃどのぐらい差があるのか、その辺、もしわかれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 済みません。その数字についてはちょっと今持ち合わせてなかったんで、後ほど報告させていただきたいと思います。

それで、生活保護についてはその保護費の中で経常的最低生活費として、要保護者の衣食等の月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用が含まれているという認識でおります。よって、主食についてはその家庭において、在宅でも保育所入所でもどちらでも計上されているという観点から、生活保護費の算定上それも含まれるものとして今回生活保護費からも、大変苦悩はしたんですけども、一律に1,000円いただくという設定をさせていただ

きました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 誰でもご飯食べるんだから、生活保護費の中にそれは計上されているんだという考え方なんでしょう、それは。だけど、そういう考え方でやってきた中で、今まで公費で見てきたんでしょう。それを今度は負担もしてもらいますよということなんですから、実質的にはふえるわけでしょう、負担のほうが。そう思いませんか。

それから、もう一つお聞きしますけれども、生活保護費が減ってきているんだという認識はあるのかどうか、その辺はどうなんですか。どれくらい減っているのかわからなければ、減っているという認識なのか、ふえてるという認識なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） ご指摘のように減っているという認識はございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ですからね、やっぱりどんどん減ってきているんですよ。国のほうがそういう保護費の削減を進めているわけですから。そういう中で、わずか1,000円といえどもね、大変な厳しい状況になっていくと思いますよ。年間通して1万2,000円になるわけですからね。そここのところを救えないのか、町として。

誰もいないからね、条例上これは免除しますよといったって、何の影響のない話でね、今の時点では、少なくともね。にもかかわらず、これを1,000円取ることになってしまうのかね。そして、生活保護者とほぼ同じような人たち、非課税世帯、ひとり親世帯、こういったところも負担をさせられるわけでしょう。

私は、町長、これはね、やっぱりせめてね、非課税世帯あるいは生活保護世帯、ここは免除すべきだところ思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは松島町だけではなくて、近隣の町村も全てこういったことで今悩んで議会にかけているんだろうというふうに思います。

これらについて、例えば2市3町の協議会であれ宮黒町村会であれ県の町村会であれ、この内容についてこういったことでいこうかというお話し合いはちょっとやるいとまもなく、実際やっておりません。

これを松島町で例えば今私がいろんな方々とお会いしたときに、子育て世代の小さい方々の

お母様方とたまたまお話するときには、まずは「松島町は本当に18歳まで医療費が無料なんで、私たち助かってます」というのがまず第一に返ってきた言葉。それから、ちょうどそのときにアンケートをとったので、「1,000円だったら私たちはそちらのほうをお願いします」という話題が多かった。だから全てよしということではないんだけど、これについては3,000円が1,000円、3,000円がゼロなのか、こういったものについては今後検討することは確かに必要なんだと思います。

ただ、今すぐこの10月から3,000円をゼロにするとかそういったことについての決断はちょっと時期尚早だなというふうに自分としては判断したと。これが例えば来年の3月なのか、令和2年度になるのか、こういったことについては少し議論をしていかないと。国のほうが来年から本格的に今度は地方にも求めますよということになっていけば、今は10月から3月まで国で全部見ますからということでやっていますけれども、来年の4月からそうではなくなると。交付税の中に含まれるとはいうものの、こういったふうに含まれるのかというのもきちんと確認しないと、これまたなかなかうまくいかないのではないかと。

そういったことも踏まえて、絶対やらないということではなくて、まずステップ的に、これをひとつここでこのステップでいきたいと。今野議員が言われる中身になるのか、全体的に1,000円がゼロになるのかの議論については、今後もう少し時間をかけて私も練っていききたいとこのように思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ早々にそういう検討をしていただいて、できれば新年度からね、少なくとも私は非課税世帯ぐらひはそういう対応が望ましいのではないかなと。大した金でないと思いますよ。大した金でないと言ったらおかしいけれども。それで、やっぱり助かる世帯も出てくるわけですから、そういう方向をぜひ目指してほしいなと今思います。

それから、もう一つ、今回の条例改正で、緩和されていますよね、連携施設の関係がね。その関係で、いわゆる町内にそういう連携を求められる施設というのがどれくらいあるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 現在はございません。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。（「はい」の声あり）

今、質疑中でございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開を11時10分とします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

4番赤間幸夫議員、質疑願います。

○4番（赤間幸夫君） 前段、今野議員さんからもお話あった連携施設の確保義務の緩和というところでちょっとお伺いしたいなというところで質問させていただきたいと思います。

資料の2の3ページになりますか、3番目ということで、ここに連携施設の確保義務の緩和ということで、第42条関係ということで、改正前から改正後に見比べしてもらおうとわかるとおりなんです、改正後ですが、①として小規模保育事業A型等の追加だったり、あるいは2番目には卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和であったり、あるいは3つ目には満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業書の連携施設の確保義務の免除であったり、これが改正前はいずれにおいても連携施設を確保しなければならないから緩和措置に至っているということなんです。

ここで伺いたいのは、町としてこういったいわゆる条例の緩和的な考え方について、私自身受け取る印象としては、保育行政のサービス低下につながっていくのではないのかなというところ。それから、今後の課題としております認定こども園とかそういった移行に当たって、こういった点も一方では考慮しておく必要があるのではないかなというところで、町はどういうふうに認識しておられるのかというところをちょっとお伺いしたいということで。お願いします。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 全般的な考え方といたしまして、特定地域型保育事業者でその連携施設との連携についてなんですけれども、全国的に見て半分にも至ってないというような状況があり、このような緩和策がなされたということです。

したがって、町としてはなんですけれども、実際、特定地域型保育事業をやられている方がおりませんので、正直その実感というのが湧かないんですけれども、緩和策の条件としてはその地域内で著しくその連携がとるのが難しいときに限りとなっておりますので、基本的には連携を踏んでいただくのはもっともなんですけれども、なかなか組みづらいという状況もあって、それもやむを得ないのかなと。ただ、松島では恐らくこのような状況はまずないのかなと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 全国的なケースとかいろいろお話しいただいたわけですがけれども、私ども議会として、常任委員会の先進地視察とか、あるいは課題を持って子育て環境の充実とかいろいろ見て歩きますと、こういった点やはり進んでいるところはこういったところも、保育所・幼稚園等の統廃合に当たって考えたときに、当然民間との連携あるいは民間のこういった事業者を誘致する動きも一方では同時進行して進めているケースもあると。

それはかつてあった既存の施設が統廃合して1カ所に一体すると、ここにもともとあった、学校なんかも同じなんですけれどもね、そういった空洞化的に発生した場合に、利用者利便に立ってやはりそういった施設を一方ではご検討いただくというのか、勘案しておく必要があるのではないかという意味でお伺いしたいんですが、今答弁いただいたように、町はそういったことは現時点では考えられないということなんですね。全国的な動きから見てということなんでしょうけれども、そういう認識に立つということによろしいですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） そのとおりでございます、こういった小規模事業者等が地域に参入しない限りこういうことはあり得ない話なので、こういった松島内でのレベルというか、それではまず、先ほどもお話をしたんですけれども、余り考えられないのかなど。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 先ほど主食費のお話はあったんですけれども、副食費が4,500円の負担ということで、ほかの全国的な話を見たときに、この際、副食費を取るときに、材料費とかが上がっているんで副食費の品数を減らすとかそういう話が出ている自治体もあるみたいなんですけれども、当町はそれは大丈夫なんでしょうか。そこだけお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） お子さんたちが楽しく健やかに過ごせるように、食は保育の一環として大事なものですので、食べ物を1つ削ったりということは絶対しません。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今回のこの無償化におきまして保護者の負担がかなり軽くなります。が、今野議員の質問も十分うなずけて、町長が将来そういうことも検討するというようなご答弁でありました。

そういう中で、今回保護者がこのように負担軽減になるというふうになりますと、今まで前回か前々議会でも私質問して、ちょっと忘れてしまったんですけども、今まで滞納、保育料とか幼稚園とかそういうものの滞納者はどのぐらい、何人ぐらいいて金額は幾らぐらいになっているのか、その辺をまずお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 保育所の保育料ですけれども、平成30年度までで未納が432万5,000円ほどございます。人数につきましては26人でございます。

以上です。（「幼稚園はないんですか」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 幼稚園につきましては、幼稚園授業料の滞納はございません。

給食費につきましては、1年に現年度の未納額というのが大体30年度ベースで8万から9万円ぐらい、10万以下ぐらいの、全体から見ますと2%程度の未納が発生しております。

あと、滞繰につきましては、50万未満の滞繰が今現在ございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ということで、保育料が432万5,000円ぐらい、26名であるという報告がありました。

今回のこの無償化によりまして、先ほど言いましたように保護者の負担がかなり軽くなるわけであります。この中で卒園した方もいらっしゃると思うんですけども、または今保育所に行っている人、将来も入る子供たちがいるわけですが、この432万5,000円の対策ですね。これから、これをどのように持っていくかということ、税込厳しい、そういう中で、これからのことも考え合わせながら、もう負担1,000円で済むというようなこともありますので、どうかこの辺の対策をどのようにとっていらっしゃるのか、あれば示してください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 保育料の滞納と給食費の滞納については関連すると思われまので、これまでの取り組みと同じく、保育所長からの声かけや、余りにも悪質等の場合は直接役場からお話を伺いに行くなり、あとは任意ではございますが、児童手当からの徴収も行ってまいりたいと。滞納を極力減らすべく取り組んでいきたいと考えております。

なお、この話については今現在入所しているお子さんに対しての考えなので、既に退所された方々については、督促とか臨戸訪問などを行って少しでも滞納を減らしていきたいとこの

ように考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 保護者の中にはですよ、中には、こういった法律でやっているものだから、「給食費もみんな無料だべ」というような方もやっぱりいらっしゃると思うんですよ。「だから、払わないんだ」と。松島にはいないかもしれませんが、よくマスコミ報道やなんかでそういうのを聞くんですね。

そういう中で、ここまで今の現状を国でも町でも見ながら、保護者の負担を軽減していくということでもありますので、やっぱり支払っている人と不公平感になるわけですよ。全部が全部生活厳しいから払っていないという人でもないと思うんです。そういう変な理由づけつけて、早く言えば悪質というふうになると思うんですよ。その辺はやっぱり税務調査もちゃんとしながら、これ厳しく対応していただければ。でないと、本当にせつかく国のほうでもこういうふうにしてやっている、皆さんの税金から来てるんですから。

そういう中で一生懸命取り組んでいって、今、課長から、所長からの声かけ、役場より聞き取り調査、児童手当より差っ引くという言葉語弊ありますけどね、引かれるというようなことで、やっぱりこれは本当に厳しくやってほしい。ここまで本当に負担が軽減されるということですから、限りなくゼロに近いように取り組んでほしいと思いますけど、町長、よかったら覚悟のほどを。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今のお話、給食費未納、ふと思い出したんですけれども、菅野議員さんですかね、債権管理条例的な話もちよっと前にお話伺ったことがあります。私債権の話になるかと思います。

今、給食費の私債権の話の取り扱いだというふうに認識しております。逆に言うと、今まで納めて、今度無償化になっていくと、納めた人と納めなかった人のこのギャップが出る。これは余りよろしくない。やっぱり10月1日なら10月1日というある基準があるので、その辺の滞納者的なところは、こちらは従前のおりという言い方をしてやっていますけれども、ただやはりここはちょっと厳しくというか、それなりにちゃんと対応していかないといけない。私債権の取り扱いについてちょっと難しいところはいろいろありますけれども、それはそれなりに対応していきたいというふうに思っております。（「はい」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。原案に反対者の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

いろいろ質疑をさせていただいて、賛成しようか反対しようか悩んだところでありましてけれども、やっぱり質疑通じても、少なくとも私、生活保護世帯あるいは非課税世帯、このところから主食費だけでも免除できないのかといったような質疑をさせてもらったんですが、お答えとしては、今のこの時点ではできないと、早期に検討はしていきたいと、こういう答弁だったので、いいかなとも思ったんですが、問題はやっぱりその1,000円を取るか取らないかということが松島町の姿勢に大きくかかわっているんじゃないかなと、町政運営に大きくかかわっているのではないかなという、質疑をされていてそういうふうになりました。

課長は苦渋の決断だったと言いますが、私は町長が思い切ってこれ決断すれば簡単に済む話だとも思うんです。少子化がどんどん進行していく中で、少しでもそういう手当ををして子育て支援を行っていくというのは本当に今大事なことだと思いますので、その政治判断ができなかったのかと。町長選挙もあって、担当課となかなか意思の疎通もできなかったのかという思いもないわけではありませんけれども、ぜひそこは大きな政治決断をしてほしかったなど、そういうふうになります。

そういうことをまず述べさせていただきながら、今回の幼児保育の無償化、このこと自体はこれまでもずっと望まれてきたことでありますから、私も大いに賛成であります。問題はやっぱり今お話ししたように、なぜ生保世帯、それから住民税非課税世帯、少なくともこういったところの判断ができなかったんだろうかと。できれば、今の時点でそういう決断をしてほしかったなとこう思ひまして、反対ということにさせていただきたいと思ひます。答弁としては見直しということなのでいいかなとは思ひましたが、そこもやっぱり政治決断をするのは町長だという意味で、これからのそういう町政運営にご期待を申し上げながら、反対ということにしたいと思ひます。苦渋の決断として。

○議長（阿部幸夫君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。いらっしやいませんか。いいですか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今野議員の言うことは十分わかります。わかります。そういう中で、繰り返しになりますけれども、町長も、来年かどうなるかわかりませんが、そのような

方向に考えていきたい、検討していきたいというようなことだと思います。

その前に、保護者からアンケート調査をとったと。そういう中で、1,000円はいたし方がないんじゃないかと、そういうアンケートの結果があったと。それを踏まえての今回の1,000円だということで、課長も苦渋の選択と。本当は課長だって無料にしたい、そういう気持ちはあったと思うんですけどもね。

でも、その辺は今回2市3町含めて、近隣のことも含めながら検討した結果だろうと、こういうふうに思います。今回はこの提案というようなことでありますけれども、非課税世帯とかそういうものも、将来的にはやっぱり温かい町政を考えていただければありがたいと思います。賛成します。

○議長（阿部幸夫君） 他に討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第54号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号 松島町保育所条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第55号松島町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑に入ります前に、町民福祉課長より訂正したい旨の申し出がありますので、訂正箇所の説明を願います。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 訂正紙面について、資料2でございます。

②のD5階層において、多子減免のカウントがなされなかったがための訂正でございます。大変申しわけございませんでした。それで、詳細を申し述べます。

まず、令和元年9月までの表なんですけれども、保育料、まず1歳児、これが多子減免全額によりまして3万5,000円が0円、それから、3歳児、これも多子減免半額により3万2,000円を1万6,000円、5歳児については変わりません。よって、合計が9万5,000円を4万4,000

円に訂正です。

それから、平成元年10月からの右の表……、済みません。令和元年10月からの右の表でございます。こちらのほうは、保育料1歳児、これも引き続き多子減免全額でございますので、3万5,000円が0円に。保育料3歳・5歳児は変更ございません。給食費も変更ございません。よって、合計が4万6,000円のところを1万1,000円に訂正でございます。

最後に、月の負担減の欄でございますが、こちらのほうも4万9,000円としていたところを3万3,000円に訂正でございます。

以上です。大変申しわけございませんでした。

○議長（阿部幸夫君） 説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） ちょっと私もしばらく保育料のことを聞いていないので忘れていますが、いわゆる多子減免のところ、減免した額については国・県等からの何か補助のようなものあるいは交付税措置とかそういうものはあるのかどうか、ちょっとその辺教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 今、公立施設については全て市町村の10分の10の負担になっておりますので、交付税措置の中であるものと考えております。ただ、それがちょっと十把一からげに交付税になってくるものですから、なかなかそれが見えにくいというような状況でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、この第2子での減免額と第3子以降での減免額というのは、平成31年度現在でどれぐらいになっているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 済みません。ちょっと手元になかったもので、すぐ調べて報告申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 時間かかりますか。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それから、先ほどの生活保護の関係だったんですけれども……、これが……。 （「答弁整理させますので、休憩を」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 暫時休憩に入ります。時間は迫って連絡します。

午前11時35分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

答弁願います。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 先ほどありました2子、3子の分の人数、それから金額等については、ちょっと機械のシステム上、二、三十分くらいかかるということで、午後一ぐらいで回答させていただきたいと思います。

それから、その減額分について交付税の算入という話を課長のほうがしたんですけれども、これは次年度以降に算入されるかされないか、次年度になってみないとちょっとわからないということもあります。そういうことで、その辺については訂正になるかと思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

じゃあ、あと、もう一つ、先ほど滞納の話が出たので関連して、これも決算で聞いてもいいような話なんですけど、せっかく滞納のお話出たのでお聞きしますけれども、国のほうで保育料等を滞納、主食費・副食費についてかな、滞納が発生した場合に、児童手当ですかね、そこからの天引きもいいよというような方向性も何か打ち出しているようなんですけど、我が町としてそういうことはしないという姿勢でいくのかどうかですね。聞くと言ったのをちょっと聞いてなかったもので、もう1回そこは。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 任意で申し出させていただく形になりますが、児童手当からの支払いについては現実的にはあると考えます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いわゆる父兄の了解なしにはできないわけでしょう。そこはそうだよ。そこはちゃんと確認していただいて、その上での対処ということだと思いますので、できればね、そこまで手つけるとまた生活が大変だとかいうことになっていきますので、十分に配慮をしながらやっていただきたいということだけお願ひをしておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立多数です。よって、議案第55号松島町保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 地区計画内の建築物制限条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第56号地区計画内の建築物制限条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 後藤でございます。

今回の議案は、市街化調整区域ではあるけれども、既存のくぬぎ台の地区に新たに地区整備計画を設定するというところで、大変私は評価をするものであります。それに基づいて説明会を開いたという話も聞いていますので、少し詳細を教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） ご質問にお答えします。

説明会につきましては、この地区計画がある程度概要が固まった時点で、昨年12月に開催しております。その内容につきましては、ことし1月24日開催の全員協議会のほうでご報告させていただいております。その後、町のほうで今回の地区計画の熟度を上げまして、宮城県との協議を重ね、いよいよ方向性が固まった段階で、7月18日品井沼のほうで地元の説明会を行っております。今回の最終案の説明を行っているというところでございます。

なお、今回の地元説明に係る異議とか質問は当日ありませんでした。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それで、A、Bいろいろありますけれども、よく見るとこの沿道地区がやはりポイントなのかなと感じられます。これで可決した次の段階として、いろいろ前もってお話いただいている道路関係の工事が始まるのかなと思いますけれども、その場合、高さ10メートル、建物3階程度という中身がありますけれども、この段階でそのような話の中で、例えば商店とか事業所並びにほかに話みたいなのがあるのかどうか。あれば、お聞かせをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えします。

まず、今回のポイントというか目玉といいますか、今回の住宅地区B及び沿道地区に限りましては共同住宅が建築可能と。これまでのくぬぎ台は住居専用ということで一般住宅しか建てられませんでした。今回住宅地区Bに限りましては共同住宅、いわゆるアパート等が立地可能と。それに加えて、沿道地区のほうでは日常生活店舗、要は店のほうも立地することが可能ということで条件をつけて説明会を行ってございます。

今のところ具体的なものはありますかという質問ですけれども、今のところ、地権者のほうからは具体的に相談案件としてはまだ来ておりません。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） よく毎年の議会報告会の中で、北部関係の行政区の話なんかでいろいろ老人ホームとかという話もたびたび聞かされております。そういうものなんかも視野に入れていただきながら、そういう話があった場合には進める方向性も考えていただきたいなと思います。

それで、話変わりますけれども、今、品井沼の駅舎の改修なんかも進むと思うんですけれども、このエリアの中には環境改善センターとかもちろん駅舎、駅前の有料の駐車場なんかもありますけれども、全体的な絵を見たときに、町としての将来の考えがあれば、町長のほうからお話ををお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、JR東日本のほうで駅舎の改修は始まっておりまして、来年の3月には新しい駅舎が完成するという運びになっていると。あの辺の環境に関しましては、もう既にないと思いますけれども駅前に、旧駅舎の前にあったトイレ等が全てなくなりますので、そういった面では少し環境が変わってくるのかなと。

ただ、この土地の所有者等に関しましての考え方については、例えば駅前にある一番大きい面積を持っているのはJAさんですけれども、JAさんのほうにはいろいろこういったご相談、地区計画が進めばどうなんですかねということは過去に投げかけてはおりますけれども、こういったことが正式に決まってJAに行って議論とかなんかまだしていませんので、こういった全体的なまちづくりに関しては、地域の方々のお話を聞きながら進めていくようになるんだろうと。

ただ、今議会でこれが通れば、大通りに面したというんですか、そういったところに関しましてはもう効力を発揮しているんで、そういったところで例えばアパートを建てたいとかそういったものについては、うちのほうで相談を受ければご指導申し上げて建っていくというふうにはなろうとは思いますが。ただ、駐車場をどういうふうにしていくとかそういったものについての全体的なものの考え方は、まだ今は白紙の状態でありますので、これからだというふうに思っております。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第56号地区計画内の建築物制限条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、若干早いんですが、昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

午前に今野 章議員から質疑されました内容の答弁から入らせていただきます。太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 初めに、多子減免から申し上げます。

令和元年の8月期の月額でございます。第2子対象人数48人、軽減額69万4,250円、第3子対象人数16人、軽減額24万550円、合計で対象人数64人、軽減額93万4,800円になります。

続きまして、生活保護基準についての答弁でございます。

30歳男性、29歳女性、4歳の女兒でございます。生活扶助の基準額でございます。平成21年につきましては、13万4,140円。令和元年10月基準では13万3,890円。250円減っているという福祉事務所から確認をとっております。

なお、この子育て世帯については、この生活扶助について手厚い保護が課されているということで、他の世帯に比べれば変動は少ないというふうなお話です。

以上です。

日程第10 議案第57号 松島町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第57号松島町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

登録事業者の指定料の更新ということでありまして、現在、指定事業者何者ぐらいあるのか。既に登録が終わって年数も相当数経過している事業者も多いのかと思うんですが、改めて登録をし直さなければならない登録事業者数は何件ぐらいあるのか。そして、そういう改めて登録し直す際の今後の手続といたしますか、どういう段取りで登録更新を進めていくことになるのか、その辺についてお知らせいただきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、お答えいたしたいと思っております。

まず、現在の給水装置工事事業者の指定状況でございますが、全体でいいますと107者になっております。うち、町内が12者ございます。

今後の手続方法になりますが、こちらの条例の改正後になりますが、指定登録されている事業者に対して、指定を受けた日を基準として指定満了の通知を出させていただきたいと思っております。それによって更新の趣旨説明、方法等について周知する予定でございます。

現在、今回のこちらの制度でございますが、経過措置というものが設けられておりまして、

10月1日から条例が改正されたとしてもすぐ更新だという話ではございません。直近で更新が入ってくるのが令和2年9月29日が一番最初の更新月という形になります。

先ほどご質問にありました登録なんですけど、こちらの水道法の改正というのが実は平成8年に行われておりまして、実際の登録が開始されたのが平成10年4月1日からでございます。そちらから順次更新がこれまで行われてきたという状況でございます。

また、先ほど再登録する業者さんはどのくらいいたのかというお話もいただきましたが、実際のところ、これ、ふたをあけてみないとわからないという部分がございます。ただ2市3町の担当課長会議の中では、多分おおむね70%程度が再更新するのではないかとというような見込みを立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 大筋わかりましたけれども、その107者指定しているんですが、実際に町内で事業をやった実績のある会社数というのはわかるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今、現段階におきまして町内で12者というお話をさせていただきました。その中で現在も活動を行っている会社につきましては、そこから4者を除いていただく形になりますので、8者という形になります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 町内の8者はわかりました。町外のところで実際に事業と申しますか、松島町の事業をやったという実績があるのかどうか、そのところはどうかでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 松島の給水装置の場合はハウスメーカーにくっついてきて仕事を行うという場面がよくございます。ですので、塩釜の業者さんであるとか東松島、石巻管内であるとか仙台の会社さんがこちらのほうに来ているところでございますが、申しわけございません。今、そちらの何件あったかというところまでは把握してないところで、申しわけございません。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第57号松島町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第58号 工事請負契約の締結について【町道垣ノ内幹線避難道路
整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第58号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 添付されてる資料で、図面の中でちょっとお尋ねさせていただきますが、工事概要の中に交通安全施工一式というふうに記載しているんですね。現地を何度か通行往来させてもらっていると、若干狭くて日陰状態で、冬場は特に凍結等心配されるようなエリアかなというふうに見受けられる点とかありまして、最終的な道路の表面の縦断勾配的なところも含めてですが、そういった安全対策についてどのように考えておられるのか、その辺をちょっと説明いただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、交通安全施設工一式となっておりますのは、こちらは起点側から東京モータースに曲がる交差点までのNo.8区間につきまして、こちらの部分は区画線のみ設置ということで説明させていただいておりますけれども、その部分の区画線の交通安全施設という形になっております。

坂道があるということで、その坂道の勾配ですけれども、坂道は最大で15%の勾配となっております。坂道部分のアスファルトも舗装の打ちかえを行いますので、そのアスファルト舗装の種類、合材を滑りどめ用の合材にして舗装するというので、特にそこに特殊な滑りどめ施工をするということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今、縦断勾配で15%というお話なんです、それはどれくらいの延長を持ったものなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 延長につきましては、約120メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 道路改良工として延長252メートル。今、答弁いただいた15%相当に該当する延長数が120メートルということなんですね。一般の経験則からいっても、こういった道路構造上での縦断勾配、8%以下ぐらいに設定されているんじゃないかなと思うんだけど、それを15%でそのまま現況合わせで施工されるということに対して、交通安全対策も含め、あるいは通行往来で人が往来する上でも、そういったことについての配慮がちょっと感じられないんだけど、その辺どうなんですか。もう一度ちょっと聞かせてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 道路を計画する際にはなるだけ縦断勾配というのは少なくということ考えているんですけども、ここの箇所ですと、地形的に縦断勾配変えるというのがなかなか厳しいのかなと思っておりまして、現況の縦断勾配のとおり舗装を打ちかえるということ考えております。その上で、滑りどめの舗装合材を使うということで計画しておりました。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 滑りどめの合材というのは、何ていうんですかね、プラコン舗装なのか、表面に水とかが、いわゆる浸透性舗装的なものとかあるだろうと思うんですけども、何かそういったことを想定されているのか。

それと、勾配がきつければ常によどみはないだろうけれども、雪ですね、除雪対策とかそういったことについてもいち早く対処する箇所になってしまうのか。その辺ちょっともう一度確認で聞かせてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、通常のアスファルト舗装につきましては粒径が20ミリ、最大粒径20ミリの骨材を使いますけれども、その骨材を最大粒径13ミリに抑えまして、あと、そ

の中にゴム入りのほうとなりますけども、ゴムを合材の中に入れたものを使うという形になっております。

あと、今ですと道路勾配が均一になっていないものですから、舗装を打ちかえしまして、道路の横断勾配的にも整備をするということで、排水対策をしっかりとるという形で冬場の凍結とかを考えていきたいと思っております。こちらにつきましては、冬場はどうしても融雪剤に頼らなければいけないということで、融雪剤の補充等々をしながら冬場の対策と考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ちょっと一番最初に聞けばよかったんですけども、これは町の単独工事なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 復興交付金事業の避難道路整備工事でありまして、補助対象、復興交付金対象となっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。3番緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） ちょっと教えてください。これは拡幅部分に関しては用地買収は終わったんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 用地買収につきましては、全体で8カ所ありました。全て完了しております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 緑山市朗議員。

○3番（緑山市朗君） 参考までにお聞きしたいんですが、旧ロイヤルホテルというのは所有者はどこの方なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 済みません。持ち主の方はこの場では控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 今回、この避難道路等について、直接この避難道路とは関係ないんです

が、これにつながる今の避難道路、消防署まで来るまでの間の避難道路の完成はこの事業で全部終わりなんですか。今の進行状況等についても教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 現在、高城・松島線という路線になりますけれども、松島消防署から入りまして、こちらは水主町を通り五大堂前の交差点まで抜けるルートでありますけれども、蓮池のある交差点の付近から五大堂前付近までにつきましては完成形となっております。

あと、今舗装が残っておりますけれども、こちらの交差点、終点側の交差点から坂道を下っていく部分につきましては舗装工事、あと、そちらから松島消防署までの区間につきましては今現在工事をやっております、今年度で完成する予定という形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） いち早くつくっていただきたいなと思っているんです。

それで、今、新富山のところの松の木を伐採して、あそこが広がるような状態になっているわけですが、あそこを下ってきた段階で、新富さんからずっと下ってきた段階のところの用地がまだ買収されていないように見受けられるんですが、あの辺の見通しはどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） そのおっしゃっている区間につきましては、何回か地権者の方に当たりましたが、用地の買収に協力してもらっておりません。ですので、今回の避難道路整備の中では、その部分は拡幅ならないものという形になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） すると、一部道路の拡幅幅が狭まれた状態で完成というような格好でよろしいんですか。そう受けてよろしいんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 一部、約5メートルになりますけれども、一部の区間だけ拡幅ならない状態となって完成という形であります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） そうしますと、今、避難道路を整備している箇所がまだ残っていると思

うんですが、最終的には町としては計画どおりの幅員で避難道路ができる可能性としては何%ぐらいあるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それは町全体の避難道路の中でという形でしょうか。（「はい」の声あり）

済みません。数制的なものが今なかったものですから、基本的には残る区間は、先ほど申しました消防署のところの一部、あとは、今交渉中でありますけれども、鈴国さんの部分あたりもちよっと交渉難航しているところがございます。あとは、磯崎の赤間水産のところから入りまして磯崎踏切まで来る路線も今後改良していきますけれども、こちら5メートルまでしか協力いただけないという方が2軒ほどいる状態がございます。あとは拡幅できると考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） では、復興予算でやっているわけですから、最終的には予定どおりの拡幅にはならないというふうな状態で理解してよろしいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） そういった形になります。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 入札の結果なんですけれども、最後ですね。説明の中では、今回3回目だと。1回が1者、2回目もだめだったと。それで、今度3回目で指名競争入札をして10者を指名したと。最終的には、7者ですか、応札していただきました結果、7者が辞退ですね、7者。

この7者の方、町内業者もいらっしゃるわけでちょっと言いにくいんですけど、この松島に復興事業とかそういうもので、この指名した会社というのは今まで全部この復興事業にかかわった業者さんなんだろうけれども、いかがなんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 入札を行うまでに、条件付き一般競争入札を2回実施しております。その2回の実施の条件なんですけれども、これは平成31、32年度建設工事入札参加資格登録簿の土木一式工事に登録されている者であること、あと、県内に本店または支店もしくは営

業所を持っていること、あと、経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値が800点以上である者ということで、2回の条件付き一般競争入札をやり、落札に至らなかったという形になっております。

今回の入札ですけれども、その条件をまずクリアしていることが1つです。あとは、町の避難所、避難道路、こちらの工事を元請で実施したことのある業者から選んでおります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 800点以上ということになりますと、松島では1者しかないということになるわけですね。はいはい。そういう中で今までこれ全部実績のある会社だというようなことでね、「ほかの事業も入ってっとこあつから、松島とらんねえ」というようなこともあるかもしれませんがね。やはり本当に残念なんですね、7者も辞退すると。ええ。仕事欲しいときはばあっと参加するんだけど、こういうふうになると、余り言いたくないんだけど、話の結果の中でこの落札を見るとかなりの開きがあってくるとそういうふうになりますので、やっぱりこのように松島町が指名した場合、こういう復興事業の中で辞退した会社というのはちゃんと聞き取りをしてやっていただきたい。何で参加しねえんだと。その辺までちゃんと厳しくしていただければいいのかなと。こっちのほうで勝手に指名するわけでございますけれども、参加できない理由、それぞれ聞いているわけですか。その都度。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 参加できない理由は聞いておりますけれども、できない理由といたしましては、まず現場に配置する監督等の技術者不足というのが1つありました。あとは、直接作業をする作業員がないということで、まだまだほかにも工事があるということで、抱えてるということで、辞退せざるを得ないということで聞いております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第58号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第59号 物品売買契約の締結について【消防用ホース購入】

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第59号物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） それでは、質問させていただきます。

まず、町内に消防用ホースの格納箱というのはどのくらいあるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 町内に195カ所ございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 今回250本更新するというふうなことですが、これは全部一新するというふうなことになるんでしょうか。2本入り、1本入りというふうな形があると思うんですけども、そこら辺はどういうふうな形になりますか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 今回更新する格納箱につきましては、195カ所中125カ所の格納箱のものを交換する予定になっております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 前回のこの更新時期というのはどのくらい前なんでしょうか。どのくらいこういうふうな耐久期間というものがあるものなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 前回大幅に購入したというのは平成22年に96本購入したというところが一番新しいものです。それ以外では、個々に細かく買って、消防団のほうのホースを更新しているということもございますが、大幅に購入したのは平成22年ということです。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） もう一つ、どのぐらいこのホースがもつんですか。耐久年数というのをお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） こちら、日本消防用ホース工業界という、消防用ホースのメーカーがありましてそちらのほうで組織している団体のほうでの調査ですが、使用しないもので約10年、使用したもので6年から7年という形で公表されております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 今回、70カ所くらいですかね、更新されなかった部分があると思うんですけれども、そういうふうな部分はそれでも大丈夫ということによろしいのでしょうか。それとも、また来年度更新するというふうな形になるのか、そこら辺はどういうふうになりますか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 今回、対象外となったものにつきましては、これまで消防団のほうで更新を行っていたところがありまして、その辺で新しくなっているところがございます。来年度は大幅な更新は予定しておりません。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） あと、こういうふうなの点検はどういうふうにされているのか。この格納箱、結構いたずらされてたりするというふうなのも多分あると思うんですけれども、そういうふうな見回りで損傷している部分とか、そういうふうなのはどうなっているのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 基本的には、消防団が年1回消防水利の点検ということで確認を行っていただいております。また、消防水利の機能の点検、こちらは常備消防のほうで行っているんですが、その際にも状況等については確認していただいております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 年に一遍ということなんですけれども、もう少しちょっと何かの際は見ていただいて、たまにちょっとあいてたり、そういうふうなこともありますし、いざとなる

とき使えないというふうな場合もありますので、そこら辺は十分確認のほうお願いできればと思います。よろしくお願いいいたします。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第59号物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第60号 工事委託に関する変更協定の締結について【長田雨水ポンプ場他1施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定】

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第60号工事委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第60号工事委託に関する変更協定の締結に

については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第61号 工事請負契約の変更について【古浦漁港防潮堤整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第61号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第61号工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第62号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第62号令和元年度松島町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 後藤でございます。

19のこのふるさと納税1,000万ですかね、これの使途別の内訳をお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 答弁求めます。使途別でいいんです。佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 済みません。ちょっと質問確認なんですけれども、19款の歳入のふるさと納税の寄附金ということでございまして、1,000万円分、今回補正しているわけなんですけれども、使途別の内訳という……、もう一度、大変申しわけございません。ちょっと質問お願いできればと思います。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） ふるさと納税のその寄附の額が当初よりふえてますよね。その寄附された方の使途別の、目的別の内訳みたいなのがあるかと思うんですが、それです。よろしいでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 大変申しわけございませんでした。

まず、今回1,000万寄附金の増ということでございますが、議員さん方には、昨年度の補正でも当初予算を措置して12月補正、また3月補正ということで寄附金の増額ということで補正させていただいたんですが、令和元年度、平成31年度当初予算についても昨年度の実績を踏まえて当初予算2,000万ということで計上いたしました。しかしながら、9月7日までの申し込みベースなんですけれども、9月7日で187件、959万6,000円、このような寄附の状況がございました。それで、当初予算の2,000万にプラス1,000万ということで今回補正させていただいたわけでございます。

それで、この187件分の寄附申し込み者の内訳ですけれども、1番の道路、公園・緑地等の基盤整備に係る事業ということで、28件で102万2,000円。続いて、2番の環境、安全・防犯に関する事業ということについては22件の127万円。3番目の福祉・保健・医療に関する事業につきましては28件で同じく127万円。4番目の教育に関する事業につきましては、21件で73万円。5番目の観光、歴史・文化に関する事業につきましては、27件で224万5,000円。6番目の産業振興、コミュニティに関する事業につきましては、18件で80万5,000円。7番目にその他魅力のあるまちづくりを推進するために必要と認められる事業ということにつきましては、43件で207万4,000円ということになっており、件数では7番のその他魅力あるということの事業で43件でございますが、金額では5番目の観光、歴史・文化に関する事業の224万5,000円というのが9月7日までの申し込みベースでの件数でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） ありがとうございます。それで、これからも見込み額がふえるかと思えますけれども、今までのたまり分も含め、あと今回の部分を含めて、例えば、今の段階でちょっと無理なのかな、将来事業に使えるものとして今考えていることがあれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 今のところの基金残高ということで、先ほど9月7日の申し込みベ

ースまでを含めると、30年度末に先ほどの約960万をプラスしますと、6,487万7,100円になります。ただし、今年度当初予算におきまして、海岸駅のバリアフリーとかあと観光事業とかに1,800万円の繰り入れ予定をしているということでございまして、9月7日の数字上の話ですけれども、それを除くと4,687万7,100円というような基金残高の見込みになります。

こちらにつきましては、先ほど申し上げた7つの項目ということで基金の繰り入れで町の事業に対して充当が可能ということにつきましては、今年度においても約1,800万繰り入れしているということで、補正ないし当初予算のときに、町長等と協議して町の事業に対してふるさと寄附金を充当するかということで協議しながら、充当の事業等と金額につきまして協議・検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 1つは中学校のデスク型放送設備購入350万ということで、結構大きい金額だなと思って、実際に購入する備品の内容をどんなものか、もちろんアンプだとかいろいろあるんだと思うんですが、その中身はどういったものになるのか、教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 中学校の放送設備の備品購入ということで、これはちょうど夏休み前に中学校のほうから放送設備が使用できなくなったということでお話がありまして、その後、また使用するとヒューズが飛ぶということで、だましだまし使ったということで、今では放送部もお昼の放送を控えるというような状況でございまして、早速放送設備を購入ということで、今回補正に上げさせていただきました。

購入する内容につきましては、デスク型の放送設備ですね。よく卓上型のございます、いろいろミキシングとかありまして、そこにはパネルにアンプとチューナーが内蔵されているもの、あわせてCDとか、あとSDカードが使えるようなプレーヤーですね、あとはワイヤレスマイク4本ということで購入するような内容になっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。結構な値段なのでね、私も見てみたんですけども、デスク型放送設備というのをネットで見たら、そんなに高くなくても済むのかななんて思ったりしたところもあるんです。もう少し安くても済むのかななんて思ったんですが、これは当然取り付け工事費も含めてということなんだと思いますが、もう一つ考えたのは、やっぱり

震災だとか風水害だとかあって、今回の台風15号ですか、千葉県のように停電になったりもすると。そういった場合に、やっぱり自力で放送できるシステムであるかどうかということも大事なんではないかなと、今見ていて思ったものですから、その辺まで含めて考えられたのかどうか。急遽の対応ということでそこまでいかない面もあったのかとは思いますが、その辺どうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） この放送の管内、校舎内の放送ということでして、非常用消防設備等の放送とはまた切り離したものでございましたので、ちょっと緊急性はもちろんあるんですが、今回の補正予算で上げさせていただいたという内容になっております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、中学校には非常用の放送設備はまた別にあるということではよろしいのか。その非常用の設備というのは、時間的にはどれぐらいもつんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 非常用の放送設備につきましては、停電等になっても蓄電のほうで作動しまして、起動としては使えるような状態になっておりますので。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） すると、それはあれですね、いわゆるソーラーからの電源をとることなんですか。その辺がちょっとよくわからないんですけどね。そうだとすれば、今度のデスク型のやつもつなげて、そういうことで活用ができるのかなという気もするんですが、その辺の仕掛けというか、システム上どうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 非常用の部分につきましては、先ほど言われたソーラーの部分も一旦は使えるんですが、今回購入するこの放送設備につきましては、その辺のつなぎ、そこまでの検討はまだしていないというふうな状況になります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひそういったことも含めて考えていただいたらいいのかなと思っております。よく検討していただいて、いいものにしていただければと思います。

あと、耐震診断基準ね、これで補正予算を1件分補正する、あっ、2件分ということなんですが、耐震診断の基準そのものが、私、このごろどうなんだろうなと思っているんですよ。

多分今の耐震診断基準は昭和56年でしたっけ、8年でしたっけ、あのころの宮城沖地震の教訓からそれに基づいて基準が定められたとこういう形になっていると思うので、それからすると基準そのものが古くなっているのではないのかなというような気がするんです。

そういう点で、これも国やなんかの当然絡みもあるのかとは思いますが、その耐震基準そのものを引き上げていく必要があるのではないのかなと。そういうことに見合った、そしてまた補助事業にしていく必要があるのではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 木造住宅耐震の基準につきましては、昭和56年以降に建築した木造住宅という形で現在となっておりますけれども、これはあくまでも国の補助事業の関連でございますので、国で引き上げ等々になれば、町のほうでもそれに準じて実施していきたいと考えております。

現在のところ、今まで実施してきているわけですが、133件実施してきて、今まで改修まで至ったケースというのが41件ありまして、今後その件数も考えながら、国の基準が変わっていけばその辺も変えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 国のほうもいずれ考えるんだと思うんですが、やっぱり、何というんだろうね、この間の東日本大震災も、我々10年ほど、10年まだなってませんが、経験をして、建っているもの自体がやっぱり強度不足に至っているケースも出てきているのではないかなという気がするんですよ。

そういう意味においても、建てた当時は昭和56年の基準に達していても、現状どうなんだろうと思わざるを得ないケースもあるのではないかなと思うので、その辺の対応が必要になってくるんだと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 確かに震災等々も建物が経験しているということで、その辺の耐震基準なんかも満たしていないケースもあるのかなと思っておりますが、現段階では昭和56年以降のものということで国の基準となっておりますので、それで考えていくしかないと考えておりました。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） やっぱり国を守るというのは治山治水だというふうにも言われたりしますので、そういう自然災害から住民の命、財産を守っていくのというのはいわゆる行政の使命なわけで、国、国とばかり言っていると大体ろくなことはないんですよ。もちろん国で定めないと金も出てこないという側面はありますけれども、やはり住民の必要な対策をどういうふうにとっていくのかという意味では、国の施策待ちではあってはならないと私は思うんですよ。そうはいつでもお金の問題が絡んでくるのでということになると思いますので、ぜひそういう耐震基準の見直しも含めて、国に対してきちんと意見を上げていくというような町としての姿勢も大事ではないかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、耐震の話、先ほど国で今回の補助、昭和56年度以降のものについて対象という話ですけども、耐震については、ある種コンクリート系とかというのはよく地震があるたびに建築基準法上の見直しといたしますか、出てきたりして、その都度その都度対応できるような、その時々でできる場所もありますけれども、この木造だけはその辺がまだ具体的に、はりが1本太くなるとかそういう具体的なところがまだ見えていない。その木造住宅については、1階建て、2階建て、さまざま条件が違うからといって、その辺が明確に出てきていないところがあります。

とはいえ、今いろんな自然災害でいろんなところで、建てた年度とか構造によりますけれども、いろいろ出てきているので、そういうふうな建築とかなんかそういうもので、木造住宅について少し見直しが必要な時期に来ているのではないかというような声出しはちょっとしていきたいかなというふうに思っております。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 7番澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 7番澁谷です。

事項別明細書11ページ、6項3目の住宅環境整備費についてお伺いします。

今回、アスベスト分析調査に2件の方が申請されているわけですが、この場合、分析が終わりまして、その後、修理そういうものに入った場合、こういう場合は国からの補助というのは考えられるものでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 調査につきましては全部国庫補助金という形でなりますけれども、除去等の工事につきましても国費は用意される予定でございます。国の補助率が3分の2、

あと町が3分の1という形となっておりますが、現在のところ、まだ工事を実施したいということも来ておりませんので、実施するという形になれば考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） そうしますと、この2件のほかにも町には存在すると思われる該当者はおられるということがありますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） これは平成29年度末までの着手ということで当初ありましたけれども、余り進まないことから令和2年までの着手期限という形で、今回国で期限を3年間延長したものでございますけれども、実際、そのときに再度県のほうではアスベスト台帳というものを整理いたしまして、その台帳の整備の結果ですと対象件数が29件あります。その中でもうアスベストなしですということでもう確定しているのは15件でありまして、14件分は何らかのアスベストがあるのではないかとということで、台帳上には記載となっております。

あと、その中でアスベストがもうありますというところが3件ございます。あと、今、未調査になっているのは11件でありまして、11件のうち4件はもう既に解体しているのではないかとということで私どものほうでは確認しておりますので、全部で7件となっております。

ですので、今アスベストがあるところは3件、未調査が7件という形で把握しております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 澁谷秀夫議員。

○7番（澁谷秀夫君） 最後ですけれども、そのアスベストというのは、我々は単純によくないと、これは早急に撤去すべきものだというふうに思うわけですけれども、仮に、この間ずっと今後このままずるずるといきまして、そういう場合罰則とかそういうものはないんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今のところはそういったものについてはありません。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第62号令和元年度松島町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第63号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第63号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第63号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第64号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第64号令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第64号令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第65号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第65号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第65号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第66号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第66号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第66号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第67号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第67号令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第67号令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第68号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第68号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算

(第2号) についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第68号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、9月30日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時58分 散 会